

福岡空港地盤改良工事の修補に関する有識者委員会規約（案）

平成 28 年 10 月 11 日

（名称）

第 1 条 この委員会は、福岡空港地盤改良工事の修補に関する有識者委員会（以下「委員会」という。）

（目的）

第 2 条 委員会は、福岡空港滑走路地盤改良工事の施工不良に関する修補計画について、地盤改良工事の目的に基づき、修補工法の妥当性を専門的見地から検討することを目的とする。

（委員）

第 3 条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、検討委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

（事務局）

第 5 条 九州地方整備局港湾整備・補償課、博多港湾・空港整備事務所が共同して行う。

（委員会の運営）

第 6 条 委員会の運営は九州地方整備局の指示に基づき（一財）沿岸技術研究センターが行う。

（関係者からの意見聴取）

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、関係者からその意見を聞くことができる。

（議事の公開）

第 8 条 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得た後、委員会後速やかにホームページで公開する。

（守秘義務）

第 9 条 委員会委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

以上

(別紙)

委員構成（50音順）

かさま きよのぶ
笠間 清伸

九州大学大学院 工学研究院 准教授

かすが いやすお
春日井 康夫

前 国土交通省 国土技術政策総合研究所 副所長

ぜん こうき
善 功企

九州大学大学院 工学研究院 特任教授

つぼかわ ゆきとも
坪川 将文

国土交通省 国土技術政策総合研究所 空港研究部 空港施設研究室長

みずたに たかあき
水谷 崇亮

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
地盤研究領域 基礎工研究グループ長

もりかわ よしゆき
森川 嘉之

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
地盤研究領域長

わたべ よういち
渡部 要一

北海道大学大学院 工学研究院 教授